

大阪の社会労働運動と裁判

—到達点と課題を探る—

高 作 正 博

大阪の社会労働運動と政治経済研究班主幹
関西大学法学部教授

序—社会労働運動と「法」

(1) 社会労働運動の「位置」

社会労働運動を憲法学の中でどのように捉えるべきであろうか。ここでは、目的、手段、機能の3つの観点から、その位置づけを試みたい。第1に、社会労働運動の目的は、労働、教育、生活、医療、環境、少数者の利益・権利の確保・充実等にあると考えられる。これは、元々は国家目的である「一般利益」「公益」や企業の目的である経済的な「私益」とは異なり、中間的・部分的利益であった¹⁾。但し、20世紀以降、国家が社会権の充実を自らの任務とするようになる、これらの中間的・部分的利益も国家によって実現されるべき「一般利益」と考えられるようになり、両者は重なり合いを見せるようになる²⁾。

1) フランスにおける「近代」議会制の確立期に、「国民主権」・「国民代表」の観念が確立されるが、その際に、国家が実現すべき利益とは何かが追求されていた。まず、①主権者である国民 (la nation) は、多様性を備えた現実の人民 (le peuple) とは異なり、統一をなすものの中で考えられる人民である。国民は、人種、民族、宗教、信仰とは関わりを持たず、また、規範的に自由で平等な人間であり共和国の市民である。②国民代表とは、代表者が代表するのは個々の有権者や選挙区ではなく、国民全体である、という考え方である。「人民代表」が社会的現実の忠実な模写であるのに対し、国民代表はそれが実現しようとする目的によってのみ正当化される知的構成物である。③ここでいう国民代表が追求する目的は、「一般利益」「公益」である。シイエスの次の指摘が注目されるべきである。「人間の心の中には3種類の利益がある。第1は、各人が、等しく市民として共有する利益。これが、まさに共通の利益である。第2は、ある者が他の何人かとのみ結びつくような利益。これが、党派的利益である。そして最後に、第3は、自分のことしか考えていないため、各人がばらばらに持っている利益。これが、個人的利益である」。E・シイエス、稲本洋之助他訳『第三身分とは何か』(岩波文庫、2011) 144頁。また、国民主権・国民代表の観念については、Elisabeth Zoller, Introduction au droit public, Dalloz, 2006, p.174 et s.

2) 国家目的に関連し、19世紀までのドイツの国家目的論を論じるものとして、栗城壽夫「ドイツ国家目的論史小考」法学雑誌 25巻3・4号(1979) 222頁以下〔同『一九世紀ドイツ憲法理論の研究』(信山社、1997) 357頁以下所収〕、また、その憲法解釈論上の意義について検討するものとして、工藤達朗「国家の目的と活動範囲」ジュリスト 1422号(2011) 8頁以下参照。

第2に、社会労働運動の手段は、選挙、集会・デモ・結社、スト、言論・出版、裁判等である。このうち、選挙と裁判は、国家制度への直接的な働きかけを通じて、自らの要求を実現しようとするところに特徴を有する。他方、集会・デモ・結社等は、国家や企業に対して主張をしたり圧力をかけたりすることで、自らの要求の実現を図るものである。これらの手段を通じて活動する社会労働運動は、ドイツの公法理論を用いるならば、「公的なもの」と「私的なもの」を峻別する「旧傾向」ではなく、国家機関以外の非国家的「公共」が公的機能の行使に参加することを積極的に評価し、「公的なもの」の不断の現実化過程を重視する「新傾向」と親和的である³⁾。ただ、「公共」であっても、運動参加者の「私」性（プライバシーの権利等）が消滅するものと解されてはならない⁴⁾。

第3に、社会労働運動は、国家や企業とも異なる独自の役割を担っているが故に、そこには、様々な機能を見いだすことができる。まず、政治との関係においては、潜在的な社会的要求を明確化し、それを実現するよう求める機能、公的決定過程に直接かつ正式に参加し、一般利益の確定や実現に協力する機能等を指摘することができる。また、市民・運動内部の人々との関係においては、知識・思想の交換を通じて教育する機能、政治への参加意思を有する個人を特定の活動へと導く機能、国家や企業の活動によってはカバーされない様々なニーズを発見し充足する機能等が重要であろう。

(2) 社会労働運動と「裁判」との関わり

本稿は、以上の特徴を有する社会労働運動を「裁判」との関わりで考察するものである。以下の順で検討することとする。第1に、運動体による「裁判」の利用である。社会労働運動が、「裁判」を通じて共通利益を実現しようとする際に、「人権」を援用した問題提起が為されることが多い。いくつかの裁判例を通じて、判例の傾向や問題点を指摘することとしたい。第2に、公権力による「民意」の利用である。近時の大阪には、政治・公権力が「民意」を背景にして運動体を抑圧する傾向が見られる。公権力による制約が発端となり、その違法性をめぐって裁判に発展することもある。この事象は、市民社会に「分断」を生じさせ、社会労働運動自体の活動を制約するものであり、民主主義のあり方への問題提起を含むものといえる。第3に、公権力による「裁判」の利用である。公権力が「司法」を利用して、社会労働運動の萎縮を図ろうとする動きであり、「スラップ訴訟」としてその問題性が指摘されているものである。運動体の表現行為の抑圧を意図するものとして、人権及び民主主義への挑戦ともいうべき事象である。

以下では、以上の3点について概略を示すことを通じて、社会労働運動の到達点と課題を明

3) 「旧傾向」「新傾向」については、栗城壽夫「西ドイツ公法理論の変遷」公法研究 38号（1976）76頁以下参照。

4) この点につき、拙稿「『公共圏』をめぐる『公』と『私』—表現の『場』におけるプライバシーの意義と限界」関西大学法学論集 62巻4・5号（2013）119頁以下参照。

らかにしていく。

1 運動体による「裁判」の利用

社会労働運動は、その目的実現手段として裁判闘争を選択することがある。公的機関や企業による不利益取扱いに対する抵抗として、また、経済的・精神的損害に対する賠償請求を求める手段として、運動体が積極的に裁判を利用する事例が数多く見られた。ここでは、公権力による違法な規制や監視の不当性を争うための積極的な裁判の利用の事例について、検討を加えることとする。いくつかは大阪の事案ではないが、広く表現行為として行われているポスティングに対する規制や警察等による組織的・継続的な監視行為など、大阪の社会労働運動に対する影響も無視できないため、ここに紹介する次第である。

(1) 表現活動に対する規制の違法性を問う

A 大阪市屋外広告物条例事件—ビラ貼り規制の合憲性

被告人らは、「45年の危機迫る!!! 国民よ決起せよ!!! 大日本菊水会本部」等と印刷したビラ合計26枚を大阪市内の13箇所の橋柱、電柱、電信柱にのりで貼付したとして、逮捕・勾留された。憲法上の問題としては、電柱等へのビラ貼りや立看板の掲示を規制する屋外広告物法及び屋外広告物条例の規制が合憲かどうか争われた。運動体に対する不当な弾圧を争う手段として、本件訴訟が位置づけられているものと考えられる。

最高裁は、次のように述べて、本件規制を合憲と判断し被告人を有罪とした。①「大阪市屋外広告物条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づいて制定されたもので、右法律と条例の両者相待って、大阪市における美観風致を維持し、および公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所および方法ならびに屋外広告物を掲出する物件の設置および維持について必要な規制をしている」。②「被告人らのした橋柱、電柱、電信柱にビラをはりつけた本件各所為のごときは、都市の美観風致を害するものとして規制の対象とされているものと認めるのを相当とする」。③「国民の文化的生活の向上を目途とする憲法の下においては、都市の美観風致を維持することは、公共の福祉を保持する所以であるから、この程度の規制は、公共の福祉のため、表現の自由に対し許された必要且つ合理的な制限と解することができる」⁵⁾。

5) 最高裁昭和43年12月18日大法廷判決・刑集22巻13号1549頁。この趣旨は、その後の判決においても踏襲されている。高松高裁昭和44年3月28日判決・判時567号95頁、最高裁昭和45年4月30日判決・刑集24巻4号196頁、大阪高裁昭和47年7月11日判決・判時687号100頁、最高裁昭和48年12月20日判決・裁判集刑事190号959頁、最高裁昭和50年5月29日判決・裁判集刑事196号517頁、最高裁昭和50年6月12日判決・裁判集刑事196号589頁、東京高裁昭和51年3月9日判決・東高刑時報27巻3号38頁、最高裁

本件訴訟において、ビラ貼りの意義や限界が検討されたことの意味は大きい。特に、大分県屋外広告物条例事件判決における伊藤正己裁判官の補足意見⁶⁾が指摘しているように、①「極めて容易に意見や情報を他人に伝達する効果をあげうる方法」であること、②ビラ配布と比較して、「永続的に広範囲の人に伝えることのできる点では有効性にまさること、③「費用が低廉であつて、とくに経済的に恵まれない者にとって簡便で効果的な表現伝達方法である」こと等は、ビラ配布行為の有効性を指摘する点で重要である。「ビラやポスターを貼付するに適当な場所や物件」を「パブリック・フォーラム」とする性質決定と相俟って、ビラ貼り規制の合憲性が真摯に問われなければならない方向性が示されたものと解されよう⁷⁾。この考え方は、仮に規制を合憲としたとしても当該事案において適用違憲及び無罪の判断を帰結しうる点で重要であり、下級審判決の中には、無罪とする判断も示されていた⁸⁾。しかし、「街路樹2本の各支柱に、日本共産党の演説会開催の告知宣伝を内容とするいわゆるプラカード式ポスター各1枚を針金でくくりつけた」行為に同旨の規制を適用しても合憲とする判決が下される⁹⁾等、現実的に適用違憲の判断が出される可能性は期待できないのが現状である。

B 泉佐野市民会館事件―集会規制の合憲性

本件は、「関西新空港反対全国総決起集会」の開催を企画した者が、泉佐野市長に対し、「市立泉佐野市民会館条例」に基づき会館ホールの使用許可の申請をしたところ、不許可とされたために損害賠償を求めたものである。不許可の理由は、①主催者の実体が中核派であり、不測の事態の発生や周辺住民の平穏な生活の侵害のおそれがあること、②本件集会は全国規模の集会であり、ホールの定員との関係で問題があること、③申請者は、過去に関西新空港の説明会で混乱を引き起こしており、また、中核派は、従来から他の団体と対立抗争中で、本件集会にも対立団体が介入する等して、本件会館や付近一帯が大混乱に陥るおそれがあること等である。それ故、不許可事由である「公の秩序をみだすおそれがある場合」等に該当すると判断された

昭和61年3月6日判決・裁判集刑事242号249頁、大分県屋外広告物条例事件に関する最高裁昭和62年3月3日判決・刑集41巻2号15頁。

6) 前掲最高裁昭和62年3月3日判決。

7) 他方、電柱は「ノンパブリック・フォーラムと解されている」として、「電柱等へのビラ貼りは、道路上でのビラ配りと性質が異なる」と指摘するものとして、芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論(1) [増補版]』(有斐閣、2000)452頁。

8) ①高知簡裁昭和42年9月29日判決・下刑集9巻9号1,219頁(もっとも、前掲高松高裁昭和44年3月28日判決及び前掲最高裁昭和45年4月30日判決は、条例、その適用ともに合憲と判断している。)、②高松高裁昭和43年4月30日判決・高刑集21巻2号207頁、③枚方簡裁昭和43年10月9日判決・下刑集10巻10号981頁(もっとも、前掲大阪高裁昭和47年7月11日判決及び前掲最高裁昭和48年12月20日判決は、条例、その適用ともに合憲と判断している。)、④大阪簡裁昭和45年5月13日判決・判例集未登載(もっとも、大阪高裁昭和49年5月17日判決・刑月6巻5号549頁及び前掲最高裁昭和50年5月29日判決は、条例、その適用ともに合憲と判断している。)等参照。

9) 前掲最高裁昭和62年3月3日判決。

ものである。しかし、不許可処分は、表現内容に基づくものではないのか、それ故、集会の自由を侵害する行為として違憲と考えられるべきではないか等が争点とされた。

最高裁は、集会の自由との関係で注目すべき判断を示した¹⁰⁾。第1に、自由の制約について限界を設定した点である。①施設の利用を拒否し得るのは、「利用の希望が競合する場合」の他は、「他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られ」、その危険の回避・防止のために「必要かつ合理的な範囲で制限を受けることがある」。②制限の必要性・合理性については、「集会の自由の重要性」と「他の基本的人権の内容や侵害の発生の危険性の程度等を較量して決せられるべきものである」。③利益較量に当たっては、「経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならない」。従来判例は、経済的自由権の規制立法について厳格な基準を不要とする根拠として「2重の基準論」を持ち出す傾向があった¹¹⁾。しかし、本判決は、精神的自由権について厳格な基準を必要とする理由としてこの基準に触れているところに特徴がある。

第2に、合憲性判断基準として、「明白かつ現在の危険の基準」を採用した点である。①不許可事由は、集会の自由の重要性よりも、集会開催により「人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいう」。②その危険性の程度は、「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」。③不許可事由の存否の判断には、「許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合でなければならない」。この判断基準の設定自体は適切なものであったと評価しうる。もっとも、本件不許可処分が「団体の性格そのものを理由とするものではな」とする本判決の評価には疑問もありうる。「客観的な事実」から危険性が予見できたのであれば、開催を許可した上で警備の強化を図ることで対処できたのではないか。厳格な審査基準が示されたにもかかわらず安易な集会規制に用いられないよう、具体的な事案の検討が求められる。

C 立川反戦ビラ事件—ビラ配布規制の合憲性

公務員宿舎の玄関ドアや分譲マンションの各住戸に政治的な内容の掲載されたビラを配布する目的で、当該住宅の敷地や共用部分に立ち入った行為について、住居侵入罪等（刑法第130条前段）を適用して処罰することは、表現の自由を保障する憲法第21条第1項に違反するのではないか。立川反戦ビラ事件は、「自衛隊のイラク派兵反対！」等と記載したビラを防衛庁立川宿舎の玄関ドア新聞受けに投函する目的で共有部分及び敷地に立ち入った被告人らが逮捕・起訴されたものである。実は、この事件は、駐屯地前で宣伝を繰り返す市民グループを黙らせる

10) 最高裁平成7年3月7日判決・民集49巻3号687頁。

11) 最高裁昭和50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁。

ために、自衛隊情報保全隊と警察が協力して逮捕したことが明らかとなっている¹²⁾。

最高裁は、本件行為に刑法を適用しても合憲であり有罪と判断した¹³⁾。①「本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために『人の看守する邸宅』に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われている」。②「本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり」、自衛隊・防衛庁当局が「管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない」。③表現の自由の行使のためであっても「管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を営む者の私生活の平穩を侵害するものといわざるを得ない」。

第1審で無罪判決が出されていた¹⁴⁾ことも合わせて考えれば、本判決には多くの問題が存する。ビラ配布のために邸宅に「立ち入った」のであるから、この目的と手段とを切り離して法的評価の対象とすることが適切かどうか、疑問である。また、管理権と表現の自由との衡量において、前者を過度に強調して後者に対する規制を正当化しており、表現の自由の価値が適切に評価されていないのではないかと。事実関係からすれば、管理権者は、本件被告人らをその表現内容故に狙い撃ち的に排除しようとしているのであり、このような場合にまで管理権を強調することは失当である。この点に関し、「本件起訴が被告人らの行為の内容との関連でなされたことは否定できないであろう」としながら、被告人らの行為を「放置できないと考えたことは、管理権者側のいわば都合として、それ自体非難されるべきものではないはずである。そして、それが一般的な犯罪を構成するものである以上、取締りの対象となることは……、当然甘受しなければならないはずである」とする理解も存する¹⁵⁾。しかしながら、まさに本件起訴が「行為の内容」を理由になされたものであるが故に、管理権の過度の強調には問題があるのではないだろうか。特定の表現内容を排除しようとする自衛隊・防衛庁の「都合」、それに警察・検察・司法が手を貸すことの異常性が正当に評価されてしかるべきであろう。

(2) 公権力による「監視」の違法性を問う

A 共産党幹部宅盗聴事件—警察による「盗聴」の合憲性

本件は、神奈川県警察本部警備部公安第一課所属の警察官らが、共産党国際部長の地位にあった者の自宅の電話回線に盗聴器を設置し、通話内容の盗聴（通信傍受）を違法に行っていた

12) 『赤旗』2013年11月18日参照。

13) 最高裁平成20年4月11日判決・刑集62巻5号1217頁。

14) 東京地裁八王子支部平成16年12月16日判決・判時1892号150頁。もっとも、東京高裁平成17年12月9日判決・判時1949号169頁は、原判決を破棄し被告人らを有罪とした。

15) 山口裕之「判例解説」法曹時報63巻9号(2011)166頁。

ことに対して、損害賠償が求められた事件である。これは、神奈川県警察本部警備部公安第一課による組織的・継続的な行動であり、職務として行われたことが認定されている。犯罪捜査の手段としての盗聴については、検証許可状によって行われたものを合憲・適法と認めた判例は存する¹⁶⁾。他方、本件の場合、犯罪捜査ではなく公安による情報収集目的で為された盗聴の違法性が問われた点に特徴がある。

東京高裁は、警察官個人の賠償責任を認めた第1審判決¹⁷⁾こそ覆したものの、原審と同様、国家賠償法に基づく国及び神奈川県に対する損害賠償請求を認容した¹⁸⁾。本判決中、次の判示部分が重要と思われる。①「本件は、憲法上保障されている重要な人権である通信の秘密を始め、プライバシーの権利、政治的活動の自由等が、警察官による電話の盗聴という違法行為によって侵害されたものである点で極めて重大であるといわなければならない」。②「電話回線の傍受による盗聴は、その性質上、盗聴されている側においては、盗聴されていることが認識できず、したがって、盗聴された通話の内容や、盗聴されたことによる被害を具体的に把握し、特定することが極めて困難であるから、それ故に、誰との、何時、いかなる内容の通話が盗聴されたかを知ることができない被害者にとって、その精神的苦痛は甚大であり、この点は、慰謝料額を算定するについて十分に斟酌すべきものである」。

政党の幹部とはいえ、私生活では一私人なのであり、その自宅盗聴による継続的な監視は、通信の秘密及びプライバシーの権利を侵害する点で重大な違法行為であるとの理解が見られる。また、政治活動を行う者に対する監視行為により、潜在的なものであるにせよ政治的活動の自由に対する侵害も認定されている点に注目する必要がある。

B 東京都集会盗撮事件—警察による「盗撮」の合憲性

本件は、東京都内で開催された集会において、私服警察官約60名が集会会場向側の歩道上で本件集会参加者を監視や威圧行為をしたり（帽子、マスク、サングラスを着用した警察官、単眼鏡を用いた警察官、メモを取っていた警察官、カウンターで人数を数えていた警察官等が確認されている）、また、会場前道路に面した喫茶店にて参加者をビデオカメラで盗撮したりして、もって集会開催を妨害したとして損害賠償請求をした事案である。原判決も指摘するように、「警察官であることを知らない一般参加者でも異様な印象を受け、公安警察官であることを知る者にとっては、なおさら集会参加に対する監視ないし威圧といった印象を受ける可能性があることは否定できない。さらに、とりわけ革マル派とは直接関係がない呼びかけ発起人の立場からすれば、集会の自由な開催を妨害しているかのように受け止められる可能性もある」と

16) 最高裁平成11年12月16日判決・刑集53巻9号1327頁。

17) 東京地裁平成6年9月6日判決・判時1504号41頁。

18) 東京高裁平成9年6月26日判決・判時1617号35頁。

いう状況であった¹⁹⁾。

しかし、東京高裁の判決は、次の理由から違法ではないと判断している²⁰⁾。第1に、集会参加者のプライバシー権侵害が直接問われない論理構造となっている点である。判決は、「主催者側の本件集会を開催する自由が実質的に侵害されたかどうかという観点から検討すべき」と述べ、「公安2課の警察官らが公安活動として行った……視察による情報収集活動が本件集会参加者のプライバシー等を広範囲に侵害し、本件集会参加者に強度に威圧感を与えて萎縮させる効果を有するものであり、本件集会に参加することを事実上困難にさせるものであった場合には、その行為の目的、態様、程度に照らし、憲法21条1項が保障する本件集会を開催する主催者の集会の自由を侵害することとなり、警察法2条2項に違反し、国家賠償法上も違法となるというべきである」とする。

第2に、表現行為をする際にはその事実を秘匿する利益は保護されないという論理が採用されている点である。「この検討に当たっては、集団としての意思を形成し、それを外部に表明することを目的とする集会を開催し、これに参加する集会の自由については、思想、信条、信教の自由等の内心の自由の保障と異なり、また、選挙における投票の秘密の保障とも異なるのであって、集会参加者が当該集会に参加していることが秘匿されることまで保障されるわけではなく、集会参加者が、集会に参加することが外部から認識され、場合によっては個人が識別され、特定される危険があることも自ら覚悟し、自己の責任において集会に参加するかどうかを決定すべきことに留意する必要がある」。公権力が、自由を行使する市民に対し、監視・威圧される「危険」の「覚悟」を求めるのは、侵害されやすい表現の自由や民主主義に対する配慮に欠ける点で重大な難点を孕んでいる。

原告は主催者であり、一般参加者は含まれていない。本判決は、一般参加者のプライバシー権侵害を、他者である主催者が代わって主張することを認めたものの、その権利主張は、主催者の集会の自由に対する侵害の違法性を検討する限度でのみ考慮されるものとした。そのため、警察による監視や盗撮の違法性の判断については、自由や権利の重要性を過小評価する論理構造となっている。ただ、そのような法的構成以上に重要なのは、本判決が、監視・盗撮の対象が特定の団体であったことを特に重視しているように思われる点である。認定事実の部分で、本件集会の主催者に続いて実行委員会への革マル派の関与及び革マル派の活動が述べられ、裁判所の判断においても、特定の団体に対する監視行為であったことを重視する内容となっているからである。このような評価が許されるのであれば、特定の団体によるあらゆる表現行為の制約も可能とされてしまうおそれがあり、犯罪捜査ではなく情報収集のための行政警察の権限が肥大化する危険性がある。ひいては、他の社会労働運動に対する萎縮効果をもたらしかねな

19) 東京地裁平成24年6月4日判決・判例集未登載、LEX/DB文献番号25495114。

20) 東京高裁平成25年9月13日判決・判例集未登載、LEX/DB文献番号25502099。

い点でも、大きな問題が含まれているように思われる。

C 自衛隊情報保全隊訴訟—自衛隊による「情報収集」の合憲性

本件は、自衛隊イラク派兵に反対する活動等を行っていた者の監視・情報収集の合憲性が争われた事件である。自衛隊情報保全隊は、自衛隊の施設等の情報保全業務のために必要な資料・情報の収集整理・配布を行う組織であるが、これが市民活動の詳細までを監視していたことで、大きな衝撃を与えるものであった。仙台地裁は、原告らの意見表明、出版、集会、結社、デモ行進その他の一切の表現活動を監視したり、原告らに関する情報を収集、記録、整理、利用及び保管をしたりしてはならないことを求める差止請求については却下したものの、損害賠償請求については認容した²¹⁾。

判決が認定した事実では、自衛隊情報保全隊については次のように説明されている。「防衛省は、自衛隊を管理及び運営等をし、また、その所掌事務として、自衛隊の行動、組織及び装備等に関する事務に必要な情報の収集整理に加え、所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこととされるところ（防衛庁設置法4条）、自衛隊内に設置される情報保全隊は、情報保全隊本部のほか、本部付情報保全隊及び東北方面情報保全隊を含む5つの方面情報保全隊により構成され、自衛隊の施設等の情報保全業務（秘密保全、隊員保全、組織、行動等の保全及び施設、装備品等の保全並びにこれらに関する業務）のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うこととされている（自衛隊法23条、同法施行令32条、陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令2条1号、3条、4条、17条、別表）」。

情報保全隊は、「自衛隊の施設等の情報保全業務……のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布」のため、市民個人の氏名・職業、所属政党等の思想信条に直結する個人情報までも取得収集していることとなる。既に、法律上の権限を逸脱しているとも思われ、実際、仙台地裁も、原告らに対する情報収集を違法と判断している。①行政機関保有個人情報保護法の制定により、「自己の個人情報を正当な目的や必要性によらず収集あるいは保有されないという意味での自己の個人情報をコントロールする権利は、法的に保護に値する利益として確立し、これが行政機関によって違法に侵害された場合には、国（被告）は、そのことにより個人に生じた損害を賠償すべきに至ったと解される」。②情報保全隊は、「各原告がした活動等の状況等にとどまらず、これら各原告の氏名、職業に加え、所属政党等の思想信条に直結する個人情報を収集しているのであって、すると、これら各原告は、情報保全隊により……自己の個人情報をコントロールという法的保護に値する利益、すなわち、人格権……を侵害されたということができ」。警察だけではなく自衛隊による市民の監視や情報収集が違法と判断されたことの意義は大きい。

21) 仙台地裁平成24年3月26日判決・判時2149号99頁。

2 公権力による「民意」「裁判」の利用

社会労働運動と公権力との関わりにおいて近時に顕著な傾向は、後者が「民意」を背景に前者を規制する事例に見ることができる。この現象を「引き下げ民主主義」及び「モラル・パニック」の観点から整理することを試みたい。また、さらに進んで、公権力ないし経済的な力に勝る企業が、1個人を被告として民事裁判を利用する例も見られる。ここには、権力を持つ者の方が裁判を積極的に活用し、社会労働運動の萎縮を図る傾向を見て取ることができる。

(1) 公権力による「民意」の利用

A 「引き下げ民主主義」による分断

これは、公権力が、他者が自分よりも得をしているのではないかという感情・雰囲気煽りかつそれを利用して、「既得権」「特権」批判を行い、自らへの支持を取り付けつつ公共サービスの切り下げに利用する現象をさす。次のような指摘が、この傾向の核心を言い当てている。

「言論の自由や行動の自由を束縛されればされるほど、偶然の僥倖で幸運を得た人を羨み、引きずりおろそうとするようになる。私はかつてこれを『引下げ平等主義』と名づけて説明したことがあります。自分も向上しようというふうに考えないで、ひたすら人を引き下げることで自分の満足をえようとする傾向です。……たまたま恋愛している若い男女がいると、まわりが寄り添ってたかってぶちこわしてしまう。むかしは恋愛のチャンスが少ないでしょう。まれにそういう人がいると、自分も好きな人をさがすということではなく、『あいつ、うまいことやっpegar』という心理になる。……こういう『引き下げデモクラシー』の変奏曲はまだいろいろな形で残っています」²²⁾。

景気低迷、企業収益の低下、就職状況の厳しさ、労働条件・雇用情勢の悪化等が続く中で、既得権批判は、ポピュリズム政治を推進する役割を果たすこととなる。次のような指摘が重要であろう。「そもそも既得権批判には終わりが無い。何が既得権で、何がそうでないのかは相対的にしか決定されないからだ。……既得権者探しが行くなかでは既得権を発見し、攻撃する者に正当性が付与されるため、誰もが既得権者にされる可能性を有するのである」²³⁾。公務員や官僚に対するバッシング、近時では生活保護受給者・年金受給者・奨学金受給者²⁴⁾に対するバッシング、さらには、最低賃金制度に対する批判、解雇規制緩和と「正社員」の見直しまで、

22) 丸山真男『「文明論の概略」を読む・上』（岩波新書、1986）106、107頁。

23) 津田正太郎『『引き下げデモクラシー』の出現—既得権バッシングの変遷とその帰結』石坂悦男編『民意の形成と反映』（法政大学出版局、2013）64頁。

24) 家計の状態が子どもの教育環境に影響を与え、経済格差の連鎖が現実のものとなっている中で、奨学金を受給しながら勉強をしても、返済の苦しさや債権回収の厳しさから今や奨学金制度自体が「貧困ビジネス」化しているとの指摘もある。この問題については、奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房、2013）参照。

様々な「既得権」が引き下げの対象となっている。

ここで具体的な事例を挙げておこう。大阪市の政策における「引き下げ民主主義」の表れである。既得権批判・特権批判として、公務員に対する給料のカットが行われた。市バス運転手・市現業職員（環境局・建設局）の給料の大幅な削減である。市バス運転手の給料については、最大38%の削減、市現業職員8,000人の給料については、最大25%の削減であり、ゴミ収集・運搬、下水道・道路・港湾の維持管理、給食調理などが対象である²⁵⁾。また、学童保育事業所、財団法人「文楽協会」、大阪フィルハーモニー、大阪人権博物館に対して従来行われてきた補助金をカットするという政策である。学童保育への運営補助金（年間約3億4,500万円）は、保護者等の声を受けて当面存続することとなったものの²⁶⁾、各種事業の存続自体が危機にさらされている。さらに、公務員労組に対する優遇措置の廃止や政治活動規制等である。具体的には、大阪市庁舎からの職員労働組合の退去要求、給料からの組合費の天引き廃止方針²⁷⁾、市職員による前大阪市長の選挙支援についての調査等が挙げられ得る。

B 「モラル・パニック」による規制強化

「引き下げ民主主義」と並ぶもう1つの傾向が、モラル・パニックである。これは、「逸脱集団が社会に重大かつ差し迫った危険をもたらすと思われることによって、警察などの当局によって攻撃的な扱いを受けてしまう状況である。しかし、その危険は大部分が作り上げられたものである。同様に、標的となる集団の危険な特徴も作り上げられたものである」²⁸⁾。この現象の特徴としては、①誤報道・嘘によって危険な集団がねつ造されること、②社会が「逸脱集団」を危険な存在とみなし、批判・排除するようになること、③「逸脱集団」による危険からパニックとなった人々は公権力による規制の強化・拡大を求めること、④警察や裁判所等の公的機関が厳格な措置を採ることにより、個人の権利が侵害されてしまうこと、さらに、⑤「逸脱集団」には公の場所で屈辱を与えることが求められること等を挙げることができよう。

この一連のプロセスには、群衆によって、特定のマイノリティー集団がその生命・財産・権利を脅かされる点で深刻な問題が含まれている。背景にあるのは、自らを正常な者と自認する人々が、「不人気の『逸脱集団』へのスティグマの付与」を通じて、彼らを「文化的墮落の危険な原因、大切にされてきた社会的価値を蝕む者たちである」と信じてしまうこと、「『正常な者たち』が結びつきを強め、スティグマを付与された集団に対して自らを上位に置くことによっ

25) 『朝日新聞』2012年5月3日朝刊。

26) 1か月で10万人を超える署名が集まったとのことである。『朝日新聞』2012年5月11日夕刊。

27) 『朝日新聞』2012年4月13日朝刊。

28) マーサ・ヌスパウム、河野哲也監訳『感情と法—現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』（慶應技術大学出版会、2010）317頁。また、津田正太郎「モラル・パニックとメディア—監視社会における『自由』の論理的衝突」石坂悦男編『市民的自由とメディアの現在』（法政大学出版局、2010）29頁以下等参照。

て代替的な安全を見出す、という集団心理」が潜んでいる²⁹⁾。しかし、当然のことながら、スティグマを付与された人々に対しても、平等原則の下で適切な保護が認められなければならない。敵意、憎悪、恐怖、反感等により、自由や権利が奪われるようなことはあってはならないはずである。「スティグマと恐怖の有害な影響から不人気な集団を守るにあたって、法の平等な保護が侵害されないよう絶えず警戒しておくことは、まともな社会が果たすべき最低限の責務なのである」³⁰⁾。

以上の「引き下げ民主主義」と「モラル・パニック」に共通する帰結として、①市民間に対立構造を作って結束させないようにする、いわゆる「分断」を生じさせること、②権力者は、一方の市民からは必ず支持を得ることができること、③それにより、権力者にとって都合のよい民意だけを強調して、自らの権力を正統化することができること等を挙げることができる。

C 「モラル・パニック」の具体例

モラル・パニックについては、歴史上の具体例がある。「関東大震災」（1923年9月1日）の発生時、「日本人が各地で自警団というものを組織し、あり合わせの竹槍、とび口、クワ、カマで武装し、朝鮮人とみればつかまえて暴行を加え、袋だたきにしようで殺し」た事実を挙げることができる³¹⁾。近時においても、「未成年者」の犯罪が増加・凶悪化しているから厳罰化すべしとする意見、「同性愛者」や「非嫡出子」は家族制度を崩壊させるから同性婚の容認や非嫡出子の相続分差別の撤廃を認めるべきではないとする意見、「生保受給者」は不正受給をしたり働かず遊んでいるから保護費を減額すべしとする意見等に基づいて、法改正が行われたり、逆に法改正を阻もうとしたりする動向も見られる。

ここでは、家族の領域をめぐって生じた事例を検討する。最近になって、最高裁は、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法第900条第4号但書を違憲と判断したが³²⁾、これに対して、自民党の法務部会では、「子どもの権利の平等だけに目がいき、正妻の地位を脅かしている」、「これでは安心して婚外子を産めるようになってしまう」、「最高裁の暴走だ」、「家族が崩壊する」等の発言が相次ぎ混乱したという³³⁾。こうした考え方は、家族のあり方に関する「標準」を脅かす「逸脱集団」として非嫡出子を位置づけることで伝統的な家族を守ろうとするものであり、非嫡出子に対して不利益を与え続けることを志向するモラル・パニックを誘発しうるものである。同旨の考え方は、「家族は、互いに助け合わなければならない」とする自民党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日）第24条第1項にも看取しうる。

29) ヌスバウム・前掲（28）322、323頁。

30) ヌスバウム・前掲（28）326頁。

31) 仲尾宏『Q&A 在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』（明石書店、1997）150頁。

32) 最高裁平成25年9月4日大法廷決定・判時2197号10頁。

33) 『毎日新聞』2013年11月11日夕刊。

家族制度や相続制度、婚姻制度等をめぐって差別が生じたりスティグマが付与されたりして、モラル・パニックが起きてしまう理由について、ヌスバウムは、次のように指摘する。即ち、「家庭を築く伝統的な方法は、男性優位の方法」であるが、非嫡出子や同性婚の法的承認は、この男性支配を脅かすことになるからだとする。「結婚の結びつきの外で性行為が可能であるならば、結婚生活に踏み切り、子どもを養育することに対する女性のインセンティブは減少する。また、結婚がきわめて家父長的で不平等な制度であり続けるならば、女性は結婚を望まないかもしれない」。女性が家父長的な支配から逃れて別の人生を選択するようになると、「男性優位」が崩壊する。この「支配を失う変化への不安や、大切にしてきた価値に対するコントロールの喪失は、ナルシスティックな恐怖と攻撃性を容易に呼び起こしてしまう。同性結婚に対するパニックは、部分的には、女性が男性の支配を逃れてしまうことに対するパニックであると、とりあえず推測してよいだろう」³⁴⁾。この指摘は直接には同性婚の承認をめぐるパニックについて述べられたものであるが、非嫡出子の相続分差別の問題についても同様に妥当するものと考えられる。

しかし、理性的に考えれば、非嫡出子や同性婚の法的承認と、伝統的な家族関係の維持とは、直接の関連を持たないことが分かる。もし、伝統的な家族関係を維持したいのであれば、「他の選択肢を持つ女性にとって結婚をより魅力的なものにすること」で対処するしかない³⁵⁾。先に挙げた自民党「日本国憲法改正草案」について言えば、家族の相互扶助義務が国民に課されることにより、保育や社会扶助、生活保護等の公共サービスが後退し、家族でそれを負担することとなる。その結果、家庭内では女性が、育児・家事・介護の役割を負わされる。この負担は、社会全体で分かち合うことが必要であるにもかかわらず、女性の社会進出や自律が伝統的家族を崩壊させるというモラル・パニックによって、法内容の後退が生じてしまうことには、強い警戒が必要であろう。

(2) 公権力による「裁判」の利用

A 「スラップ訴訟」の問題性

「スラップ訴訟」とは、公的な意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟を意味する³⁶⁾。ここでいう意見表明には、公に意見を表明することのみならず、請願・陳情する行為、政府・自治体の対応を求める行動等も広く含むものである。企業や公権力が原告となり、市民（特に非

34) ヌスバウム・前掲(28)329頁。

35) ヌスバウム・前掲(28)329頁。

36) 鳥賀陽弘道『「SLAPP」とは何か—『公的意見表明の妨害を狙って提訴される民事訴訟』被害防止のために』『法律時報』82巻7号(2010)68頁以下、スラップ訴訟情報センターHP (<http://slapp.jp/index.html>) 等参照。スラップとは、“Strategic Lawsuit Against Public Participation”(市民の関与を排除するための訴訟戦術)の略語である。

職業言論人)、市民団体、ジャーナリストを被告とし、その表現活動に対して名誉毀損や業務妨害等を理由に損害賠償や妨害排除等を請求する報復的な訴訟である。

スラップ訴訟の特徴については、次の点が重要である。第1に、提訴に至る状況である。まず、公的問題が公の場所での論争になっていることに注目すべきである。平和運動、環境保護運動、労働運動等、様々な運動体によって、公的な問題が争点化される場面である。訴訟の原告・被告がその公的論争の当事者である点も重要である。原告が、その公的問題について公的発言をした者（主に批判者や反対者）を標的に提訴するというものである。

第2に、「裁判」利用の理由である。刑事裁判に比べて民事訴訟は裁判化が容易であるため、利用されることとなる。提訴する側は、資金・組織・人材などの資源をより多く持つ比較強者であり、提訴される側はそれらの資源をより少なくしか持たない比較弱者である。そのため、提訴により、金銭的、経済的、肉体的、精神的負担といった裁判コストを被告に負わせ苦痛を与えることができる点でも、裁判が利用される十分な理由となる。

第3に、民事訴訟の効果である。提訴による苦痛を与えることで、被告の公的発言は妨害されたり、抑止されたりすることとなる。また、訴えられていない潜在的な公的発言者も、その提訴を見て発言をためらうようになることも容易に想像しうる。それ故、提訴した時点で批判者・反対者に苦痛を与えるという目的は達成されるため、提訴側は裁判の勝敗を重視しない。結局、スラップ訴訟は、こうした効果を狙って提訴に至るものであり、本来の目的（損害の回復や救済等）が形式化・名目化する。

スラップ訴訟が横行すると、市民による表現の自由が妨害され公的発言自体が萎縮してしまう。そのため、被害防止法の制定の必要性が叫ばれている。特に、アメリカでは、州レベルでの成文法や判例法が存在し、対応がなされているのに対し、日本では成文法はなく、訴権濫用等の主張によって対応するしかないのが現状である。

B 「スラップ訴訟」の事例分析

日本におけるスラップ訴訟の事例について、検討する。第1に、国による平和運動に対する妨害としての高江通行妨害排除請求訴訟である。これは、国が原告（被控訴人）となって、米軍基地内にヘリパッドを建設することに反対する住民を被告（控訴人）として、座り込み、自動車の駐車、テントの設置等の方法により、沖縄防衛局職員等や工事用車両が通行することを妨害しないことを求めて訴えた訴訟である。主たる争点は、①提起自体が市民の表現行為の妨害のみを狙って提訴されたもので、訴権の濫用又は信義則違反に当たり却下すべきではないか、②被告（控訴人）の行為が表現行為として相当なものであり、違法な使用妨害行為とはいえないのではないかである。

控訴審判決は、次のように述べ、控訴棄却の判断を示した³⁷⁾。争点①について、「本件訴えがヘリパッド建設に反対する活動を萎縮させることを目的として提起されたと認めることはできない」ため、訴権の乱用や信義則違反として却下すべきものとはいえない。争点②について、控訴人の行為は、「表現行為としての側面を有するとはいえ」、道路の「利用を物理的方法により妨害し、現実にも通路としての使用を著しく制限するものであって、その不利益は被控訴人が受忍すべき限度を超えるものというべきである」。

第2に、企業による環境保護運動・研究活動に対する妨害としての損害賠償請求である。まず、上関原発損害賠償請求訴訟（2009年12月提訴）がある。これは、原発建設の準備工事に反対する住民を相手に、中国電力が4,800万円の損害賠償を請求した訴訟である。中国電力が、原発建設予定地の田ノ浦で海の埋立の準備工事を進めようとして、コンクリートブロックを積んだクレーン台船2隻と浚渫船1隻により工事を強引に始めようとしたところ、祝島の人々や応援に来た人々が抗議行動でこの工事を止めたものである。中国電力は、工事が中止に追い込まれたことにより損害が生じたとして、祝島島民2人と市民2人に対して裁判を起こしたものであり、スラップ訴訟の事例と位置づけることができる。

次に、APF・昭和HD損害賠償請求訴訟（2012年7月）がある。これは、論文「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件」（『経済』2011年6月号）及び鑑定意見書「アジア・パートナーシップ・ファンド（APF）がもたらした昭和ゴムの経営困難について」（東京都労働委員会係争事案）によって名誉を毀損されたとして、APF・昭和HD経営者ら3名が、その執筆者である野中郁江教授（明治大学）に対し、総額5,500万円の損害賠償請求と謝罪広告を求め提訴した訴訟である。野中教授の論文は、APF・昭和HD経営者の行為には架空増資及び不正融資の疑いがあると指摘し、金融庁・証券取引監視委員会が企業経済の正常な発展を阻害しかねないこうした行為を規制すべきとして、その監督責任の問題を指摘したものであった。

いずれのケースでも、市民個人を相手に公権力・経済権力の側がその反対の表現行為の妨害を目的に裁判を利用したものであり、その意図・目的にまで立ち入った判断がなされなければ、一見不合理に思われる請求でも認容されうるものとなる。社会労働運動の側にとっては、新たな局面として喫緊の課題と考えるべきであろう。

結び—社会労働運動の課題

本稿では、社会労働運動と裁判との関わりについて、運動体が問題点を明確にし自らの主張を貫くために積極的に裁判を利用する傾向と、公権力（場合によっては企業）が民意や裁判を利用して、社会労働運動が主張してきた様々な利益を切り下げたり、運動自体を妨害したりす

37) 福岡高裁那覇支部平成25年6月25日判決・判例集未登載。

る傾向とに整理して論じた。全体としては、前者から後者へと傾向の変化を見ることが重要ではないかと思われる。その分だけ、社会労働運動が萎縮する危険性が増大しているということに注目すべきであろう。

これに対処するにはどうすればよいのであろうか。基本的には、新しい法律の制定や、裁判を通じての救済の可能性の追求が必要であるが、公権力による規制を妨げるために同じ公権力に期待しようとする方向性には限界もある。社会労働運動の側にも、①個々のテーマごとで分断しやすい運動体の側の弱点を克服するよう工夫すること、②「多数派」の文法には、理性的な話法や男性の発話の優位性といった権力性が内在するものであることを自覚し、そうではない声を積極的に取り入れるよう努力すること、③社会的な問題に関心を持ちながらも社会労働運動には関わりにくいと感じている市民が多い中、どのように運動の広がりを進めていくことができるのかを模索すること等の課題を積極的に検討することが必要であろう。